

(サンプル)

秘密保持誓約書

DATAMAX CO., LTD (以下「当社」といいます) は、本件業務受託の検討および実施に際して秘密情報を受領するにあたり、以下の通り誓約します。

(秘密情報)

第1条 本誓約書において、次の各号に掲げるものを秘密情報とします。

- (1) 秘密である旨を表示して開示された文書・図表・図画その他の書面情報、E-mail等の通信記録情報、及びフラッシュメモリー・CD-ROM等の記録媒体情報。
- (2) 秘密である旨を表示して開示された試料・サンプル等の物品。
- (3) 秘密である旨を予め明示した上で口頭にて開示された情報。
- (4) 本件業務を行っている客観的事実。
- (5) この誓約書の存在及びその内容。
- (6) その性質・特質上、同様の状況に置かれた合理的な判断力のある人物が秘密として取り扱うであろう情報。

(除外情報)

第2条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを書面にて証明できる場合は秘密情報より除外するものとします。

- (1) 開示された時、すでに公知であった情報。
- (2) 開示された時、すでに自ら知り得ていた情報。
- (3) 開示された後、自己の責任によらず公知となった情報。
- (4) 正当な権原を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (5) 秘密情報に基づくことなく自ら開発した情報。

(開示漏洩の禁止)

第3条 当社は貴社の書面による事前の承諾を得ずに、秘密情報を第三者へ開示または漏洩しません。但し、司法または行政機関の命令により、秘密情報を開示する必要がある場合は除きます。なお、かかる命令を受けた時は、速やかに貴社に対してその旨を通知します。

(善管注意義務)

第4条 当社は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理します。

(関係者への開示)

第5条 秘密情報についての人的開示範囲は、当該秘密情報を知る必要のある最小限の当社の役員、従業員及び外部の専門家とします。その際、当社は当社の役員及び従業員に対しては、本誓約書の内容を周知徹底して遵守させます。また外部の専門家には、当社と同等の守秘義務を課します。

(目的外使用禁止)

第6条 当社は、貴社の書面による事前の承諾を得ずに、秘密情報を本件業務の受託の検討および実施以外の目的に使用しません。

(権利の帰属)

第7条 秘密情報に関する一切の権利は貴社に帰属します。

(秘密情報の返還)

第8条 当社は、貴社から開示された秘密情報の記録媒体一切(複写物を含む)について、貴社より要求があれば、速やかに貴社に返却または廃棄するものとします。

(有効期間)

第9条 本誓約書は貴社の書面により免責を受けた場合を除き、調印日より5年間有効とします。

(準拠法)

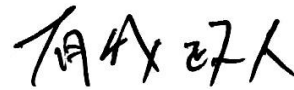
第10条 本誓約書は、日本法に準拠し、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。

(正式契約について)

第11条 本件業務に関して、貴社と業務委託契約を別途締結した場合には、本契約書に替え、業務委託契約書における各条項の規定に従います。

xxxx年xx月xx日

DATAMAX CO., LTD.



MASATO ARIGA
PRESIDENT, CFE